

社会福祉法人 日本児童育成園 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

2.内容

目標1 職員の年次有給休暇の年間取得日数を8日以上にする。(女性活躍推進法)

対策

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 令和4年4月～ | ・年次有給休暇の取得状況を把握する。 |
| 令和4年5月～ | ・年次有給休暇の計画的付与の実施計画を策定する。 |
| 令和4年10月～ | ・年次有給休暇の取得促進のためのチラシを作成し、掲示等により周知する。 |

目標2 若者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供

(次世代育成支援対策推進法)

対策

- | | |
|---------|---|
| 令和4年4月～ | ・大学生・専門学校生を中心としたインターンシップの受入れの担当者を決定し、事前説明や受入れ期間中の相談対応などを実施しスムーズに受入れを行う。 |
| | ・大学・専門学校の担当者と受入担当者の定期的な情報交換の実施。 |
| | ・受入れの募集・実施状況等をホームページ等によりインターンシップの周知をはかる。 |